

建設業で働く皆さまに向けて 労働時間の上限規制などに関する説明会を実施しました！

～日立労働基準監督署～

令和5年8月10日



▲労働時間などについて説明する
日立労働基準監督署 前田第2方面主任監督官



▲安全対策などについて説明する
日立労働基準監督署 篠原第3方面主任監督官

- (1) 働き方改革関連法による労働基準法の改正により、建設業においては、令和6年4月から、時間外労働の上限規制が適用されることとなります。

日立労働基準監督署では建設業で働く皆さまが円滑に法改正に対応できるよう、令和5年8月10日（木）に日立地区産業支援センターにおいて労働時間の上限規制などに関する説明会を実施し、労働時間に関する説明に加え、法改正に対応した36協定の記入方法や、建設業における安全対策についての説明も行いました。

- (2) 日立労働基準監督署では、今後も建設業で働く皆さまに向けて説明会を行っていきます。ぜひご参加ください。

次回以降の開催予定

【開催日】 令和5年8月24日、9月12日、9月26日

【内容】 建設業における労働時間の上限規制や安全衛生対策などについて

【会場】 日立地区産業支援センター 大研修室（日立市西成沢町2-20-1）

【時間】 各回14:00～（2時間程度）

【定員】 約50名

【費用】 無料

【申込】 各開催日のおおむね2週間前から「茨城労働局ホームページ」及び「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」から申し込みができるほか、当署に直接電話等でお申し込みできます。

【お問い合わせ・説明会申し込み先】

日立労働基準監督署 電話：0294-22-5187